

市街地開発事業指導要綱の一部改正について

1 目的

本区では、建築計画にあたっての計画上の配慮など行政施策に関わる事項について規定した「中央区市街地開発事業指導要綱」（以下「要綱」という。）を昭和60年6月に制定し、開発事業者及び区民の皆様のご協力のもとにその運用を図ってまいりました。

このたび、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（以下「都条例」という。）の施行に伴い、分譲マンションを計画する場合の規定を一部改正しました。

今後とも、要綱の適切な運用に努めてまいりますので、関係者各位のご理解とご協力をお願いいたします。

2 改正内容

（入居者への周知及び支援等：第25条第6項）

管理組合の代表者から提出いただいていた従来の「分譲マンション管理組合設置報告書」を廃止し、新たに都条例に基づく「マンション管理状況届出書」を提出いただきます。

3 施行日

令和2年4月1日（水）

※要綱の施行日以降に事前申出書（事前申出書が不要な場合は合意書）を提出した開発事業に適用となります。

問合せ先
中央区都市整備部地域整備課まちづくり推進担当
電話 3546-5773